（支給単位期間）

第十九条の三　（略）

２　前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一　（略）

二　法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三～五　（略）

別表第十一　人事院規則九―三四の一部改正に関する表（第一条第十一号関係）

改正後	改正前
（支給期間及び支給額）	（支給期間及び支給額）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
２　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。	２　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間	五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間
六～八　（略）	六～八　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

別表第十二　人事院規則九―四〇の一部改正に関する表（第一条第十二号関係）

改正後	改正前
（期末手当の支給を受ける職員）	（期末手当の支給を受ける職員）
第一条　給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	**第一条**　給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
一～十　（略）	一～十　（略）